

横断的事項に関する実施方針の実施状況

章名	具体的方針	実施状況
(1)総合的・統合的アプローチの確保	①競争的資金における研究課題の公募等において、研究における総合的・統合的アプローチを推奨する。	競争的資金制度において、環境研究・技術開発推進費の「統合型研究開発」枠や「コベネフィット技術開発」枠、循環型社会形成推進科学研究費の「循環型社会構築を目指した社会科学的研究」枠、地球環境研究総合推進費の「戦略的研究開発領域」枠といった総合的・統合的なアプローチの枠を設けることにより、当該アプローチが推奨・推進されてきた。 (独)国立環境研究所においても、専門分野を超えた研究者の連携や国内外の他機関との連携を図りつつ、総合的な研究の推進に努めてきた。
	②将来的に実現すべき持続可能な社会の統合的なビジョンを示すための研究を推進する。	有識者による超長期ビジョン検討会等により、2050年に実現されることが望ましい我が国の環境像・社会像をその実現に向けた道筋とともに検討され、「超長期ビジョンの検討について(報告)」としてとりまとめられた(平成19年12月)。また、地球環境研究総合推進費で実施された「脱温暖化2050プロジェクト」における「我が国が2050年までにCO2の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能である」との結論を受けて、低炭素社会に向けた12の方策が提案された(平成20年5月)。
(2)国際的取り組みの戦略的展開	①アジアにおける酸性雨等越境大気汚染モニタリング・ネットワークを構築する。	東アジア13カ国が参加している東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の財政面・技術面での支援が行われている。第9回日中韓三カ国環境大臣会合(平成19年12月)での合意を受けて、日中韓による黄砂の共同研究が平成20年から開始されたほか、光化学オキシダントに関する情報共有等が行われている。
	②アジア地域を含めた3R政策研究を実施する。	循環型社会形成推進科学研究費において、平成18年度より「3Rイニシアティブ特別枠」を設け、アジア地域を含めた3R政策研究を実施している。
	③海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際行動研究等を推進する。(中期計画)	(独)国立環境研究所において、二国間の環境保護協力協定や温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)のデータ利用に係る協定等のもとで、96件にのぼる国際的な共同研究等を実施するなど、積極的な活動を推進している。
	④海外からの研究者・研究生の受入数を増加させる。(中期計画)	(独)国立環境研究所では、国際協力機構(JICA)の研修生や視察者、共同研究者等を多数(平成20年度実績で443名)受け入れている。(前中期計画中の年平均数393名より増加)
	⑤国際的な環境研究の推進に貢献するため、国際機関・国際研究プログラムに積極的に参画する。(中期計画)	IPCC総会をはじめIPCC関連会合に専門家を派遣し、IPCC第4次評価報告書の完成に貢献したほか、IPCC第5次評価報告書の作成にも引き続き貢献している。 (独)国立環境研究所においても、IPCCにおける貢献、UNEP、OECD等の国際機関の活動やGEO(地球観測グループ)等の国際研究プログラムに積極的に参画し、OECDにおける物質フロー・資源生産性指標に関する活動を作業部会議長として主導するなど国際的取り組みを展開した。また、AsiaFluxネットワーク、GIO(温室効果ガスインベントリオフィス)、GCP(グローバルカーボンプロジェクト)の事務局としての活動等の取組を進めている。
	⑥国際研究計画の国際オフィス活動を積極的に展開する。	(独)国立環境研究所では、国際研究計画であるGCP(グローバルカーボンプロジェクト)の事務局としての活動を継続している。
	⑦国際的な研究ネットワークに積極的に関与する。	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の支援が継続的に行われている。

章名	具体的方針	実施状況
	⑧環境省の海外向けホームページの充実強化の方針を踏まえ、積極的に海外向けに研究・技術開発の成果を発信する。	地球環境研究総合推進費において、研究成果について個別課題ごとに英文サマリーを掲載し、(独)国立環境研究所でも、研究成果等について英語ホームページでの公開の充実を図るなど、海外に向けた情報発信が行われている。また、我が国の優れた環境研究・環境技術開発の成果を、その内容やその受け手に応じて、国内外に戦略的に発信する検討が行われており、今後の情報発信の充実が望まれる。
(3)国内の地域における研究開発の推進	①地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業の実施により、地域における地方環境研究所の中核機関としてのモデルを確立し、そのモデルを普及する。	モデル地域として東京都、岐阜県、愛知県、大阪府及び鳥取県において、地域の環境問題解決に資する環境技術開発事業が実施された。また、毎年度シンポジウムが開催され、産学官連携に対する普及啓発活動が実施された。
	②地方環境事務所は、国の地方機関等が合同で行う地域科学技術施策の推進に積極的に関与する。	各地方環境事務所は、各地域の科学技術振興協議会等において、環境省の科学技術施策の周知等を行ってきた。
	③環境測定分析統一精度管理調査を継続して実施することにより、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上を図る。また、地方環境研究所における精度管理の強化に向けた取組に対して助言・支援を行う。	環境測定分析統一精度管理調査が長期計画に基づいて継続して実施され(例年、450機関以上が参加)、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上が図られている。
(4)国の研究資金制度の活用・強化	①「環境省研究開発評価指針」(平成18年10月改定)に基づき、環境省が実施する研究開発施策そのものについて定期的に評価し、その結果をもとに制度を改善していく。	環境省の4競争的資金制度について、事業終了から3年が経過した課題を対象に追跡調査が実施され、制度への反映が検討されている。また、「環境省研究開発評価指針」において、評価結果を次の研究開発に活用すること等の規定について充実が図られる予定である。
	②競争的資金の特性を明確化し、必要に応じて分類を整理する等、利用者にわかりやすい制度の設計とその説明に努める。	各競争的資金の公募要領等において、それぞれの対象となる研究・技術開発を、利用者にわかりやすく明記するようにされている。また、環境研究・技術開発推進費及び地球環境研究総合推進費では、公募窓口、公募期間等を統一することにより、応募者がより応募しやすい環境の整備が図られた。
	③総合科学技術会議における研究制度の改革の検討等を踏まえ、適切な競争的資金制度のシステムや配分機能の強化を図る。	PD・POの配置等による評価制度の整備促進や早期の募集開始等による採択課題の決定の早期化、不正経理及び不正受給に対する取組強化等が図られた。また、間接経費30%の措置、若手研究者の支援枠(環境研究・技術開発推進費、循環型社会形成推進科学研究費補助金、地球環境研究総合推進費)の設置や女性研究者への配慮が行われている。

章名	具体的方針	実施状況
	④競争的資金の配分において、将来的に実現すべき持続可能な社会の統合的なビジョンを示すための研究を重点化する。	環境技術開発等推進費の「統合型研究開発」枠や「コベネフィット技術開発」枠、廃棄物処理等科学研究費の「循環型社会構築を目指した社会科学的研究」枠、地球環境研究総合推進費の「戦略的研究開発領域」枠といった総合的・統合的なアプローチの枠を設けることにより、当該アプローチが推奨・推進されてきた。【再掲(1)①】
	⑤地球環境保全等試験研究費(いわゆる一括計上)について戦略的に配分する。	地球環境保全試験研究費においては、「地球観測モニタリング支援型」に特化して新規課題が公募・採択されている。また、公害防止等試験研究費においても、政策ニーズを踏まえた重点強化を図る事項に合致する課題が優先的に採択されている。
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 1)人材育成・組織の整備	①競争的資金への参加研究者を対象に、成果発表会を活用した領域間交流の機会を設け、自らの研究分野を超えた広い視野を養い、また人脈を広げる場を提供する。	各競争的資金において、成果発表会が開催され、異分野の研究者間の交流、研究者と民間企業との交流の機会が提供されている。
	②総合科学技術会議等における府省間の連携施策へ積極的に参画する。	「バイオマス利活用」、「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」等の連携施策群に積極的に参加し、関係省庁との情報共有、連携等が図られてきている。
	③地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業の実施により、地域における産学官連携体制の構築を支援する。	モデル地域として東京都、岐阜県、愛知県、大阪府及び鳥取県において、地域の環境問題解決に資する環境技術開発事業が実施された。また、毎年度シンポジウムが開催され、産学官連携に対する普及啓発活動が実施された。
	④環境省が実施する研究開発プロジェクトの評価に携わる人材確保の重要性に考慮しつつ、それら人材の定期的な入れ替えにより評価人材の活性化を促進する。	研究開発プロジェクトの評価委員の定期的な入れ替えを行うことにより、評価人材の活性化が確保されている。また、地球温暖化対策技術開発事業では、専門家(技術アドバイザー)を採用し、技術的なコメントを得るなど、プロジェクトの質を向上するための取組が行われている。
	⑤環境分野の研究者コミュニティに対し、既に一部の競争的資金では公募情報の提供等の広報が行われているが、他の競争的資金についても同様の取組を広げる等、コミュニケーションを強化する。	各競争的資金の内容に応じ、関連学会、科学誌等を通じ、研究者コミュニティに公募情報の提供が行われている。

章名	具体的方針	実施状況
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 2)継続的モニタリングの戦略的推進	①大気・海洋・陸域の環境モニタリングを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境については、関係府省の連携による、衛星、地上観測、船舶や航空機を用いた温室効果ガスの観測や、国際広域モニタリングネットワークによる黄砂の動態把握と予測等が行われている。また、海洋の陸域起源の汚染を対象とした調査、廃棄物等の海洋投入処分による汚染を対象とした調査を実施されている。 ・大気環境については、一般環境大気測定局(国及び都道府県等により設置)において、環境大気の汚染状況を常時監視しているほか、有害大気汚染物質についてのモニタリング調査や、排出実態の把握等も継続的に行われている。また、自動車排出ガス測定局(同)において、道路沿道の窒素酸化物や浮遊粒子状物質(SPM)等について常時監視が行われている。なお、平成19年3月には、IT技術の進歩等を受け、環境大気常時監視マニュアルを改定した。 ・水環境については、公共用水域及び地下水について都道府県等が水質の常時監視が行われている。平成20年度には、都道府県等による水質監視業務的の確化・効率化の推進を図るため、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定効率化・重点化の手引き」及び「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」が取りまとめられた。また、的確化・効率化に向けた新たな分析法について検討されている。 ・(独)国立環境研究所では、地球環境モニタリング技術(大気、海域、森林等の陸域)の高度化を図り、国際的な連携下で先端的な地球環境モニタリングを実施している。
	②航空機・船舶を活用した温室効果ガスの観測研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境については、関係府省の連携による、衛星、地上観測、船舶や航空機を用いた温室効果ガスの観測や、国際広域モニタリングネットワークによる黄砂の動態把握と予測等が実施されている。 ・(独)国立環境研究所では、地球環境モニタリング技術(大気、海域、森林等の陸域)の高度化を図り、国際的な連携下で先端的な地球環境モニタリングが実施されている。
	③地球温暖化観測連携拠点事業を推進する。	環境省、気象庁の連携により、平成18年4月に(独)国立環境研究所内に関係府書・機関の「地球観測連携拠点(温暖化分野)」が設置され、観測事業が推進されてきた。
	④GOSATによる衛星観測実現に向けた研究を促進する。	環境省、(独)国立環境研究所及び(独)宇宙航空研究開発機構は連携してGOSATプロジェクトを実施し、平成21年1月に打ち上げに成功した。環境省、(独)国立環境研究所では、GOSATへ搭載する温室効果ガス観測のためのセンサ製作を行うとともに、GOSATのデータ処理アルゴリズムの開発とその検証及び改良点の抽出、計算モデル改良、炭素収支推定手法の精緻化及び関連データベースの整備を推進した。
	⑤POPsモニタリング分析調査を着実に実施する。	H14年度よりPOPs条約対象12物質群のうち、ダイオキシン類を除くPCB、DDT等の10物質群を対象に、一般環境大気等における残留実態の調査が行われている。
	⑥ナノテクノロジーなどの先端技術を積極的に導入した効率的なセンサーの開発を促進する。	超小型センサーや有害化学物質を高感度・迅速に検出するセンサーなど、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発が実施された。
	⑦環境監視計測分野における技術の実用化を支援する。	環境研究・技術開発推進費において支援が実施されてきている。
	⑧将来顕在化する新たな環境問題に備え、国内外の環境試料や絶滅危惧種、環境指標生物などの収集・保存を戦略的に実施する。	(独)国立環境研究所において、遡及的観点の環境モニタリングの実施を目的として、沿岸性二枚貝やアカエイ肝臓といった環境試料や母乳等の生物試料等の凍結保存や、棲息地域外において多様性を確保しつつ絶滅危惧種の保存を行うことを目的として、動物では鳥類、哺乳類、魚類、植物ではシャジクモに重点を置いて凍結保存或いは継代培養による保存が行われてきた。

章名	具体的方針	実施状況
	⑨環境測定分析統一精度管理調査を継続して実施することにより、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上を図る。	環境測定分析統一精度管理調査が長期計画に基づいて継続して実施され(例年、450機関以上が参加)、地方環境研究所及び民間機関における環境測定分析の精度の維持・向上が図られている。【再掲(3)③】
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 3)知的研究基盤の強化	①知的研究基盤を整備する。(中期計画)	国立環境研究所において、以下の取組が行われてきた ・環境標準試料を国内外の研究・調査機関に提供。 ・National Bioresource Projectにおける微細藻類の中心施設において、保存株数の拡充。 ・温室効果ガスインベントリオフィス、GCP(グローバルカーボンプロジェクト)国際オフィス、国の地球観測連携拠点(温暖化分野)の事務局である地球温暖化観測推進事務局としての活動を継続。 ・地球環境モニタリング技術の高度化を図り、国際的な連携下で先端的な地球環境モニタリングを実施するため、大気・海洋モニタリング関連事業および陸域モニタリング関連事業を推進。 ・観測データや地球環境研究の成果を地球環境に係わる基盤データベースとして整備、提供するとともに気象データ表示・解析システムなど解析用ツールを提供。
	②競争的資金を活用し、基礎研究開発への支援を継続する。	環境研究・技術開発推進費等により、政策対応型研究を支えるための基盤的研究・先進的研究を支援してきている。
	③「環境情報戦略」の策定による環境情報に係る計画的な基盤整備の推進、利用者本位の環境情報の整備、環境情報の流通の促進、国際的な情報連携基盤の整備を行う。	中央環境審議会に環境情報専門委員会を設置し、環境情報の収集・整理・提供等のあり方、政府・地方公共団体・研究機関・民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、諸外国との連携協力のあり方等について議論・検討を行った。
	④環境試料を長期に保存するタイムカプセル化事業を推進する。	(独)国立環境研究所において、遡及的観点の環境モニタリングの実施を目的として、沿岸性二枚貝やアカエイ肝臓といった環境試料や母乳等の生物試料等の凍結保存や、棲息地域外において多様性を確保しつつ絶滅危惧種の保存を行うことを目的として、動物では鳥類、哺乳類、魚類、植物ではシャジクモに重点を置いて凍結保存或いは継代培養による保存が行われてきた。【再掲(5)2)⑧】
(5)環境研究を支える基盤の充実・整備 4)環境情報の効果的な活用・普及の促進	①環境総合データベースを引き続き整備・運用するなど環境省の行政情報の電子的提供を推進する。	多様な環境情報(調査情報、地図情報、事例情報又は辞典的情報)について、データベース内の各種情報の充実及び更新を行い、環境施策への活用と国民等への情報提供が行われている。
	②生物多様性情報システムの整備を促進する。	生物多様性情報システム(J-IBIS)について、自然環境情報GIS(第2版)のダウンロード提供の本格実施(平成19年5月～)や、新規の調査結果の追加等のコンテンツの更新が行われた。

章名	具体的方針	実施状況
	③環境保全技術の開発と普及を促進するために国立環境研究所が整備・運用する「環境技術情報ネットワーク」を充実強化する。(中期計画)	「環境技術情報ネットワーク」を再編して環境研究・環境技術に重点を置いた「環境研究技術ポータルサイト」が構築され、平成19年10月より国立環境研究所ホームページに開設された。同サイトは、(1)国内や海外の環境研究・技術に関する新着ニュース、(2)環境研究・技術に関するイベント情報、(3)環境技術ライブラリ、(4)環境技術情報ナビ、(5)環境データベース及び(6)地方環境研究所との交流などから構成され、環境研究技術のポータルサイト(情報の収集・発信の窓口となるサイト)の役割を果たすことを目指している。平成21年度には、環境技術ライブラリについて既存コンテンツの拡充が行われたほか、新規コンテンツとして、将来を担う高校生・大学生に向けて環境学習に役立つ情報を提供する「STEP UP! 環境学習」が新たに公開された。
	④環境の状況等に関するデータについて、データベース化を進めると共に、それらをわかりやすく表示する環境GISの整備・運用を行う。(中期計画)	「環境GIS」サイトの整備運用とともに、当年度得られた新規データの登録が行われている。平成18年度以降、新規コンテンツとして、測定地点マップ(電子国土版)、「東アジアの広域大気汚染マップ」及び「大気汚染予測システム」(東アジア地域、日本全域及び関東地域)及び、「自動車CO2排出量マップ」が追加されたほか、海洋環境モニタリングマップ(日本周辺海域における海洋環境の状況を電子国土版に変更)及び「大気汚染状況の常時監視結果」、「公共用水域の水質測定結果」及び「大気汚染予測システム」サイトのリニューアルが行われた。
	⑤「環境情報戦略」の策定による環境情報に係る計画的な基盤整備の推進、利用者本位の慣用情報の整備、環境情報の流通の促進、国際的な情報連携基盤の整備を行う。(環境基本計画)	平成21年3月、中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会での検討及び関係府省間の調整結果を踏まえ、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において、環境情報戦略が策定された。
	⑥高度情報化分野における技術の実用化を支援する。	環境研究・技術開発推進費において支援が実施されてきている。【再掲(5)2)⑦】
	⑦膨大なデータの解析能力を高めるシステムを構築する。	(独)国立環境研究所において、大量の衛星観測データの解析システムを構築し、処理結果の中から必要なデータを提供するためのシステム整備が行われている。
(6)研究開発評価の充実・強化	①「環境省研究開発評価指針」(平成18年10月改定)に基づき、環境省が実施する研究開発施策を対象に、追跡評価を含めた研究開発評価を着実に実施する。	環境省の4競争的資金制度について、事業終了から3年が経過した課題を対象に追跡調査が実施され、制度への反映が検討されている。また、「環境省研究開発評価指針」において、評価結果を次の研究開発に活用すること等の規定について充実が図られる予定である。【再掲(4)①】
	②環境省が実施する研究開発施策の評価状況の全体を管理する体制を整備する。	環境省の4競争的研究資金については追跡調査を一元的に実施しており、この枠組みの活用等について検討する。平成21年7月に「環境省研究開発評価指針」が改定され、評価実施主体は、研究開発ごとに研究開発成果(論文、特許等)、評価者、評価結果等を収録したデータベースを整備することが規定された。
	③環境分野の研究開発の社会的効果を定量的に評価するための手法について開発する。	環境分野の研究・技術開発の社会的効果を定量的に評価するための手法の予備的検討に着手したところである。

章名	具体的方針	実施状況
(7)先端技術の積極的活用	①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業等、先端技術を積極的に環境技術に活用していく課題を対象とした技術開発を促進する。	超小型センサーや有害化学物質を高感度・迅速に検出するセンサーなど、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発が実施された。【再掲(5)2)⑥】
	②内閣府が実施するナノテクノロジーの社会受容に関する取組に積極的に参画する。	連携施策群「ナノテクノロジーのナノテクノロジーの研究開発推進と社会受容に関する基盤開発」に参加している。
	③環境中におけるナノ粒子等の体内動態と健康影響評価を推進する。	ディーゼルエンジンから発生するナノ粒子について、動物実験により、体内動態や急性・慢性の健康影響の評価が行われた。
	④バイオテクノロジー戦略大綱に基づき研究・技術開発を推進する。	競争的資金等の活用により、バイオテクノロジー戦略大綱に基づく研究・技術開発が実施された。
	⑤IT新改革戦略に基づきITを活用した環境情報の収集、整理、提供等を推進する。	平成21年3月、中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会での検討及び関係府省間の調整結果を踏まえ、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において、環境情報戦略が策定された。【再掲(5)4)⑤】
(8)研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 1)有用な環境技術の普及促進	①前述の重点投資課題及び「科学技術基本計画」で掲げられた環境分野の戦略重点科学技術を対象に、集中的に資源を投入する。	環境省の競争的資金において、重点投資課題や戦略重点科学技術等を踏まえた配分が行われてきた。今後、予め研究課題を指定して公募するトップダウン型公募の仕組みの一層の活用が必要。
	②有用な環境技術の導入がしやすくなるよう、第三者機関が環境技術の性能を実証する仕組みを整備する。	先進的環境技術について第三者機関が環境技術の性能を実証する「環境技術実証事業」(19年度まではモデル事業)が実施された。平成20年度までに14分野の実証に着手し、うち11分野について実証手法の確立に至っている。
	③競争的資金等による環境技術開発において知的財産化を支援し、また、知的財産化や標準化の寄与等の状況をフォローアップする。	競争的資金について、特許関連経費を間接経費として認めるなどの金銭的な支援の他、SBIR制度を用いて中小企業の知的財産化の支援がなされている。また、追跡調査において、知的財産化等についても調査が実施されている。
(8)研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 2)環境情報の普及促進	①環境総合データベースを引き続き整備・運用するなど環境省の行政情報の電子的提供を推進する。	環境施策への活用と国民等への情報提供のため、多様な環境情報(調査情報、地図情報、事例情報又は辞典的情報)について、データベース内の各種情報の充実及び更新が行われている。
	②環境研究・技術開発の施策の成果について、一般国民を対象としてわかりやすく編集し公表する等、環境省のホームページ上での情報提供の内容の充実を図る。	競争的資金における環境研究・環境技術開発課題の概要や成果等についてホームページ上で公表されている。地球環境研究総合推進費では、研究成果が施策に貢献された事例については、報道発表等にて広報が実施されている。

章名	具体的方針	実施状況
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 3) 成果の戦略的広報	③ 情報提供がもたらす効果に着目し、環境研究・技術開発の内容と情報の受取手を考慮しつつ、適切な広報媒体を最大限活用する。	各競争的資金において、環境省ホームページ、成果発表会を活用して、成果の広報が行われている。また、我が国の優れた環境研究・環境技術開発の成果を、その内容やその受け手に応じて、国内外に戦略的に発信する体制を構築するための検討が行われており、その一環として環境研究・環境技術開発の実施状況に関する俯瞰図が作成された。
(8) 研究・技術開発成果の普及啓発と政策への還元 4) 研究者と政策担当者の連携体制の確立	① 研究者と政策担当者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、研究評価や成果発表会の場等を活用し、両者間の交流の場を創出する。	研究評価や成果発表会の場等を活用し、研究者と政策担当者のコミュニケーションの円滑化が図られている。
(9) 成果目標の設定	環境分野における政府研究開発投資総額(円/年): 政府全体の研究開発投資総額の伸び率を上回る伸び率(%)を確保	<p>○ 環境分野 1,217億円(H21年度)(1,190億円(H18年度)): 伸び率: +2.3%</p> <p>○ 政府研究開発投資総額 35,548億円(H21年度)(35,743億円(H18年度)): 伸び率: -0.5% (出展) 総合科学技術会議資料 から</p>
	政府研究開発投資総額に占める環境分野の投資割合(%): 17年度比増	3.4%(H21年度)(4.2%(H17年度))
	我が国における環境分野の特許登録件数: 18年度比倍増	3,976件(H20年)(3,302件(H18年度))